

お知らせ

家屋の新・増築、取り壊しを された方へ

家屋についての固定資産税は、毎年一月一日現在の所有状況により課税されます。
平成二十一年中に家屋の新・増築または取り壊しをされた方で、町職

平成22・23年度〔定時受付〕 入札参加資格審査申請を受け付けます

平成22・23年度に町が発注する 建設工事 設計・測量・建設コンサルタント等業務 物品等の契約に係る競争入札等に参加を希望の方は「あいち電子調達共同システム」から入札参加資格審査申請を行ってください。

受付期間：平成22年1月4日(月)～2月15日(月)〔土曜・日曜日、祝日を除く〕 午前8時～午後8時

申請方法 建設工事 設計・測量・建設コンサルタント等業務の場合は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)による電子申請

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

物品等の場合は、あいち電子調達共同システム(物品等)による電子申請

<http://www.buppin.e-aichi.jp/>

その他 申請要領は阿久比町のホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.agui.lg.jp/ka/somu/kanzai/shikakushinsa.htm>

問い合わせ先 総務課管財係 ☎(48)1111(内230)

員が調査に伺っていない方は、役場
税務課まで連絡してください。

新・増築家屋については、固定資産
評価額算定のための調査を、取り
壊した家屋については、年内に取り
壊したことを確認し、課税台帳から
抹消する必要がありますので、必ず
連絡してください。

年末までにこれらの予定がある方
についてもお知らせください。

家屋改修の減税制度について
一定の条件で家屋を改修した方は、
固定資産税が減額となる制度があり
ます。

・耐震改修減額

・バリアフリー改修減額

・省エネ改修減額

減額制度の適用を受けるためには
申告が必要です。

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48)1111(内231)

母子・寡婦福祉資金の貸付を行います

母子家庭と寡婦の方の生活の安定
と児童の福祉増進のため、愛知県で
は暮らしに必要な資金の貸付を行っ
ています。

貸付対象者

・母子福祉資金

二十歳未満の児童を扶養して
いる配偶者のない女子(母子家
庭の母)

が扶養している二十歳未満

の児童

二十歳未満の父母のいない児
童

・寡婦福祉資金

かつて配偶者のない女子とし
て二十歳未満の児童を扶養して
いたことのある配偶者のない女
子(寡婦)

が扶養している二十歳以上
の子など

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技
能習得資金、就職支度資金、住宅資
金、転宅資金、医療介護資金、生活
資金、結婚資金、修学資金、就学支
度資金、修業資金

問い合わせ先 愛知県知多福祉相
談センター 地域福祉課母子自立支
援員 ☎(31)0121、住民福
祉課社会福祉係 ☎(48)1111
1(内226)

普通救命講習を開催

半田消防署では、救命講習を開講
します。救命のための応急手当やA
ED(自動体外式除細動器)の使い
方の講習です。

日時・場所

平成二十二年一月十九日(火)

午後一時半～午後四時半

半田消防署

定員 三十人(先着順)

申し込み・問い合わせ先 知多中
部広域事務組合消防本部半田消防

署 ☎(21)1492 HP
<http://www.cac.net.ne.jp/chitachu/>

信用保証料補助申請は、お早めに

阿久比町では、国の緊急保証制度
を利用して融資を受けた中小企業者
の方に、信用保証料の一部を助成し
ています。このたび対象となる融資
の期限を延長しました。

補助対象者 次の条件をすべて満
たす方 中小企業信用保険法第

二条第四項第五号の規定に基づく
阿久比町長の認定を受けた方 緊
急保証制度および愛知県のセーフ
ティーネット資金の融資を受けた

方 信用保証料の全額を愛知県信
用保証協会に納付済みの方 税な
どの滞納のない方

補助対象融資 平成二十二年三月
三十一日までの間に融資を受けた
方。

補助金の額 支払った信用保証料
の二分の一(百円未満の端数切り
捨て)の額で十万円を限度とする。

申請の方法 申請者は、信用保証
料を支払った日から三カ月以内に、
次の書類を提出。補助金交付申
請書 取扱金融機関証明書 税な
どの納付を証明する書類 信用保
証を決定した旨の通知書の写し

申請書提出先・問い合わせ先
産業課商工労政係 ☎(48)1111
(内234)

11(内234)

11(内234)

11(内234)

11(内234)